

議案第10号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再発行に係る手数料を定めることとなったため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなつた場合その他市長が必要と認める場合を除く。）の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。